

【現状と課題】

少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式や雇用・就業をめぐる環境の変化、未婚・離婚等による単身世帯やひとり親家庭の増加など社会が急激に変化する中、貧困に苦しむ人、十分な教育や就労等の機会を得ることのできない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。

また、女性が正規雇用に就きにくい就業構造において、特にひとり親家庭の母親の就業環境は厳しく、就労等の機会が得られないといった困難を抱える人の増加や、貧困の世代間の連鎖につながっていく懸念があります。

こうした中、ひとり親家庭、貧困などの問題を抱える人のほか、高齢者や障害者、外国人市民など様々な生活上の困難を抱える人々、性的指向や性自認に関することで困難を抱える人への正しい理解や支援を促進し、安心して生活することができる社会を作っていく必要があります。

とりわけ、女性は妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、近年は、晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸び等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策も必要になっています。人生100年時代を見据えて、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態で、それを享受することのできる権利であるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の浸透も重要です。

心身共に健康で社会生活を円満に営むことができる力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を行います。

生活困難度別の割合

(%)

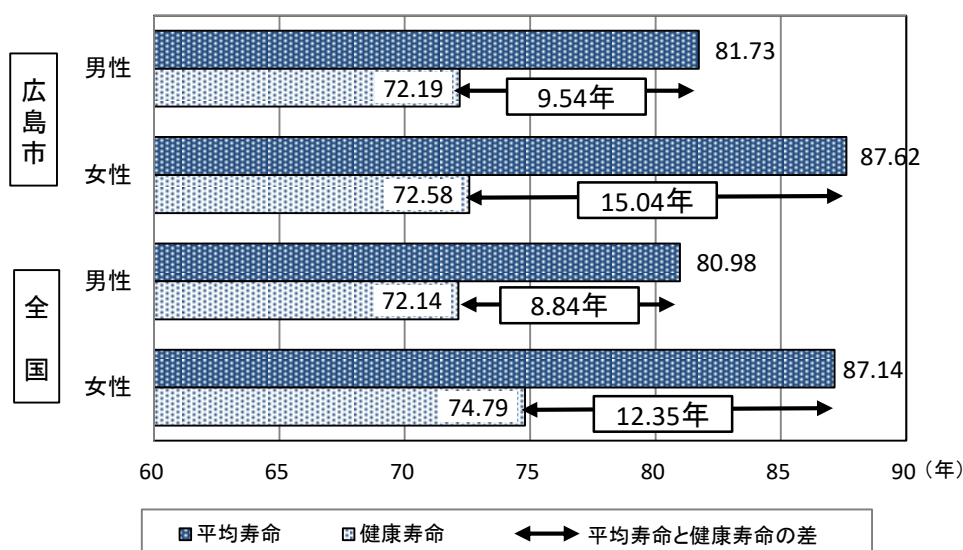
区 分	小学5年生		中学2年生	
	全体	ひとり親世帯	全体	ひとり親世帯
生活困難層	24.8	61.5	26.4	52.0
生活困窮層	8.8	30.3	8.8	20.8
周辺層	16.1	31.2	17.6	31.2
非生活困難層	75.2	38.5	73.6	48.0

「広島市子どもの生活に関する実態調査(平成29(2017)年度)」

(備考)

子どもの生活困難度を「低所得」、「家計の逼迫」、「子どもの体験や所有物の欠如」の三つの要素に基づいて分類し、二つ以上の要素に該当する世帯は生活困窮層、一つの要素に該当する世帯は周辺層、どの要素にも該当しない世帯を非生活困難層とした。

健康寿命と平均寿命(平成28(2016)年)



『元気じゃけんひろしま21(第2次)』中間評価報告書(平成31(2019)年3月)
 「健康日本21(第二次)中間評価報告書(平成30(2018)年9月)」

基本施策

1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。

また、女性は正規雇用につきにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっていることから、雇用に関連して貧困などの問題を抱える人に対する支援に取り組みます。

さらに、高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティなど、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

(1) ひとり親家庭に対する支援の充実

ア 相談支援の充実

ひとり親家庭の子育てや日常生活の不安を解消するための相談やネットワークづくりの支援の充実を図ります。

イ 経済的支援等の充実

経済的に不安定なひとり親家庭の生活の安定を図るため、手当の支給などとともに、学習機会の提供など就労支援に取り組みます。併せて、住居や子育て、医療等、総合的な支援を展開し、親子が安心して生活することのできる環境づくりを推進します。

(2) 雇用に関連して貧困などの問題を抱える人への対応

ア 貧困などの問題を抱える人への就労支援の充実

雇用に関連して貧困などの問題を抱える人に対し、国や関係機関と連携しながら、その状況に応じた就労支援に取り組みます。

(3) 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

ア 介護、福祉サービス等の充実

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な相談支援体制の下、それぞれの状況や希望に応じた介護、福祉サービス等による支援を行います。

(4) 外国人市民に対する支援の充実

ア 生活関連情報の周知と相談体制の整備

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、多言語による生活情報の提供や相談支援を行います。

イ 日本語教育の充実

外国人市民が地域社会で生活していくうえで必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育の充実に取り組みます。

(5) 多様な性のあり方への理解の促進と支援

ア 多様な性のあり方への理解の促進

多様な性のあり方を受容し、互いに尊重し合う人権教育や啓発を推進します。特に、学校現場においては、性的マイノリティの児童生徒へ適切な対応を行う必要があることから、教職員等に対する情報提供や啓発に努めます。

イ 性的マイノリティの生活上の困難の解消に向けた取組

性的マイノリティであることにより生活上の困難や悩み、生きづらさを抱えている人に対し、その解消に向けた取組を行います。

※ 性的マイノリティ（セクシュアル・マイノリティ）

性的マイノリティとは、性的指向（恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）や性自認（自分の性をどのように認識しているのかを示す概念）において少数である人を指す。性的マイノリティを指す言葉の一つとして、女性の同性愛者を指すレズビアン（Lesbian）、男性の同性愛者を指すゲイ（Gay）、両性愛者を指すバイセクシャル（Bisexual）、身体と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持つ者を指すトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を組み合わせた「LGBT」がある。

なお、本計画において「男女共同参画」という場合に、男女のいずれか一方の性に限定したものではない。

<主な取組>

取 組	所 管 局
母子・父子自立支援員による相談(1-(1)-ア)	こども未来局
こども家庭相談コーナー運営（家庭児童相談事業）（再掲）(1-(1)-ア)	こども未来局
ひとり親家庭等日常生活支援事業(1-(1)-ア)	こども未来局
児童扶養手当の支給(1-(1)-イ)	こども未来局
母子家庭等就業支援事業(1-(1)-イ)	こども未来局
就労支援窓口における就労支援(1-(1)-イ)	経済観光局
生活困窮者自立相談支援事業(1-(2)-ア)	健康福祉局

地域包括支援センター運営事業（再掲）（1-（3）-ア）	健康福祉局
居宅介護（介護予防）サービス等の給付（再掲）（1-（3）-ア）	健康福祉局
自立支援給付（1-（3）-ア）	健康福祉局
地域生活支援事業（1-（3）-ア）	健康福祉局
外国人市民向け生活情報提供事業（1-（4）-ア）	市民局
外国人相談窓口の運営（1-（4）-ア）	市民局
外国人市民の日本語能力向上支援事業（1-（4）-イ）	市民局
人権啓発事業（1-（5）-ア、イ）	市民局
パートナーシップ宣誓制度（1-（5）-イ）	市民局

基本施策

2 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

男女が共に自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

（1）妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援

ア 妊産婦等への心身の健康保持増進についての啓発

妊娠・出産期における女性の心身の健康保持増進について、母子健康手帳交付などの機会を通じて妊産婦等への啓発を行います。

イ 妊産婦に対する妊娠・出産についての情報提供、相談の充実

安全な出産に向けた妊産婦の健康管理を支援するための情報提供や相談の充実を図ります。

ウ 不妊に悩む男女への支援

不妊治療に関する経済的負担の軽減や相談支援を行います。

（2）更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援

ア 更年期・高齢期の健康保持対策の推進

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及などによる更年期・高齢期の健康保持対策に取り組みます。

（3）性差医療の推進

ア 性差に応じた的確な医療や健康診査の機会の充実

性差に応じて安心して医療や検診を受けることのできる環境を整備するとともに、特に受診機会の少ない女性に対して、健康診査の受診機会の充実を図ります。

※ 性差医療

性差医療とは、男女比が圧倒的にどちらかに偏っている病気、発症率はほぼ同じでも男女間でその経過に差があるもの、生理的、生物学的解明が男性又は女性で遅れている病態及び社会的な男女の地位と健康の関連などについて研究を進め、その結果を病気の診断、治療、予防法に反映することを目的とした医療であり、その実践の場として「女性外来」などが設置されることとなった。

<主な取組>

取 組	所 管 局
妊娠・出産包括支援事業(2-(1)-イ)	こども未来局
不妊治療費助成(2-(1)-ウ)	こども未来局
健康増進事業(2-(2)-ア)	健康福祉局
がん検診の実施(2-(3)-ア)	健康福祉局

基本施策 3 性と生殖に関する健康と権利の浸透

「性と生殖に関する健康と権利」について、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

(1) 啓発の推進

ア 性に関する相談機会や情報の提供

生涯にわたり「性と生殖に関する健康と権利」の浸透を図るため、性に関する相談機会や情報提供の充実を図ります。

※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

「性と生殖に関する健康」とは、平成6年(1994年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、「性と生殖に関する権利」とは、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされている。

<主な取組>

取 組	所 管 局
男女共同参画推進センターにおける女性のなんでも相談の実施(3-(1)-ア)	市民局
家庭訪問指導事業（家庭計画指導）(3-(1)-ア)	こども未来局

施策の指標

	指 標	単位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
	経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業・自立支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合)	%	45.9 (H31(2019))	51.38 (R7(2025))
新	「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす	%	46.7 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
	がん検診の受診率を上げる	%	速報値 子宮がん 44.4 乳がん 44.8 (H31(2019))	子宮がん 50.0 乳がん 50.0 (R4(2022))

※ 「計画策定時の実績値」は、令和2(2020)年度実績値を指す。

関連するSDGs

